

佐賀県鹿島市 *Press release*

報道機関 各位

部課名 総務部 企画財政課

件名	国勢調査員報酬の算出誤りについて
概要	鹿島市が支払った国勢調査員報酬の算出に誤りがあることが判明した。
説明口	<p>昨年実施した国勢調査の調査員報酬は、本年の1月15日に支払ったが、その算出が総務省から示された算出基準とは異なっていることが判明した。 誤りの概要等については別紙のとおり。</p> <p>総務省から示された算出基準で計算すると、支払った報酬額が過不足となり、報酬の一部返納と追加支給が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象調査員 143人(国勢調査員全員)</li><li>・内訳 一部返納・・・75人 470,690円 追加支給・・・68人 487,470円</li></ul> <p>調査員の皆様には、大変ご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。</p>
別添資料	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

## 本件に関する問合せ先

所属	総務部 企画財政課
氏名	松丸 環大
TEL	0954-63-2114
FAX	0954-63-2129
Mail	<a href="mailto:hisyo@city.saga-kashima.lg.jp">hisyo@city.saga-kashima.lg.jp</a>

# 国勢調査員報酬の算出誤りについて

令和3年3月  
鹿島市 総務部企画財政課

この度、令和2年国勢調査員報酬の算出に誤りがあることが判明しましたので、お知らせします。

## 1. 誤りの概要

国勢調査員の報酬には、調査員が受け持つ調査世帯数の違いによる負担を考慮して、調査員の報酬額を自治体ごとに調整できるようになっている。この調整割合について、総務省が示した基準を超えた額を調整していた。

## 2. 対象調査員及び金額

本来の基準どおりに算出した場合、支払った報酬額が過不足となり、報酬の一部返納と追加支給が発生します。その内訳は以下のとおり。

### (1)対象調査員

143人（国勢調査員全員）

### (2)内訳

- ・一部返納 75人 470,690円（最大で1人18,750円）
- ・追加支給 68人 487,470円（最大で1人29,700円）

## 3. 判明経緯

佐賀県が実施した国勢調査の経理状況調査において、鹿島市の調査員報酬が、総務省から示された算出基準に基づいていないことが判明した。

## 4. 誤りの原因

国勢調査員の報酬は、総務省から示された要領に基づいて支払うこととなっているが、その要領の条文を誤って解釈し報酬を算出していた。

## 5. 調査員への対応

調査員の皆様へは、直接ご本人にお詫びと説明を行い、報酬の一部返納のお願いと3月末までに追加支給を行う。

## 6. 再発防止策

市としては、今回の事態を厳粛に受け止め、今後このようなことが二度と発生しないように、担当課内での二重チェックの徹底とともに県へその都度確認を行いながら業務を行うなど再発防止に努めていく。